

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見(抄)

平成21年度

平成22年2月4日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特区制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

平成21年度の当委員会としては、まず上半期に未実現提案に係る調査審議を行って意見（平成21年8月7日付「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」）を取りまとめたのに続き、下半期には、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行って、意見を取りまとめた。

2. 平成21年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成21年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会及び地域活性化部会の各専門部会において、専門的かつ集中的な検討を行った。

具体的には、各部会において、現地調査を含め、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、総合的な検討に努めた。

各部会におけるこれらの検討結果については、各部会の部会長から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

【平成21年度評価対象12特例措置】

- ①全国展開（一部全国展開を含む）（6特例措置）
- ②再度適切な時期に評価（5特例措置）
- ③実施の少ない特例措置について、更なる実施の可能性の調査結果を踏まえ、予定していた評価を行わない（1特例措置）

特例措置ごとの評価意見の詳細については別紙のとおりであるが、大別すると以下のとおりである。

「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）」、「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）」及び「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（1303）」の3件については、特段の弊害が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見とした。

また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」及び「重量

物輸送効率化事業（1205（1214、1221））」の3件については、特例措置の実施状況に照らし、一定の措置を講ずることが適当であるものも含め、全国展開しても差し支えないと認められる部分について、全国展開すべきとの意見とした。

一方、「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（506）」、「学校設置会社による学校設置事業（816）」、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）」、「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」及び「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」の5件については、一定の時期を定めた上で再度評価すべきとの意見とした。これらについては、弊害の有無を判断するためのデータの蓄積が少ないことなどにより全国展開の是非を決めるのは時期尚早である、全国展開に向けて弊害を防ぐ方策の検討や分析が必要である等のそれぞれの事情を踏まえ、規制所管省庁や認定地方公共団体に必要な取組を求めているところである。

なお、提案者以外の地域で特区計画の認定実績がない「救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413）」については、更なる実施の可能性についての調査を行った結果、現状においては、当面の間実施の増加が見込めないことが判明したため、今年度は予定していた評価を行わず、今後、一定の事例の積み上がりを待って評価を行うこととした。

3. おわりに

地域主権推進と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられる中、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の起爆剤として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携体制・サポートが不可欠となることから、特定事業の実施に当たっては、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

平成21年度評価意見について

特例措置番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	総務省	省令	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした
508	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	法務省	告示	その他(平成23年度に評価を行う。)
818	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	その他(平成23年度以降に評価を行う。)
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	地域を限定することなく全国において実施
829	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	地域を限定することなく全国において実施
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	その他(平成23年度に評価を行う。)
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	その他(内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23年度に評価を行う。)
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施(ただし、3歳以上児に対する給食に限る。)
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	その他(平成22年度に評価を行い、結論を得る。)
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施(ただし、生活介護に限ることとし、その他については、全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進めるとともに、平成22年度に評価を行う。)
1205 (1214、 1221)	重量物輸送効率化事業	国土交通省	通達	特例措置対象車両が公道(道路法の道路をいう。)を横断する場合に限り、本特例措置を地域を限定することなく全国において実施する。
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	環境省	告示・通達	地域を限定することなく全国において実施

※ ニーズ調査の対象となった特例措置「413」を除く11件の特例措置について、個別の評価意見を添付

全国(一部)

評価意見

①	別表1の番号	934
②	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施(ただし、生活介護に限ることとし、その他については、全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進めるとともに、平成22年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	生活介護については、全国展開にあたって弊害は認められない。 しかし、児童デイサービスについては、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討を進めた上で、引き続き検証する必要があるほか、短期入所及び自立訓練については、全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することが困難であり、本特例措置についての周知や情報提供を一層進める必要がある。
⑦	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、 ・生活介護については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当生活介護」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。 ・児童デイサービスについては、現時点で全国化を行うことは、療育という観点から課題が多い。したがって、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。 ・自立訓練・短期入所については、調査期間中に、自立訓練の利用者はゼロであり、また短期入所の利用者も1名(1回)だけであり、弊害の有無の検証は困難であることから、今回は全国化を見送る。 とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、介護事業者のノウハウが蓄積され、利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。 以上より、生活介護については、基準該当生活介護として全国展開した上で、 ・児童デイサービスについては、規制所管省庁において個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 ・短期入所及び自立訓練についても、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 こととする。 なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。
⑧	全国展開の実施内容	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成21年度中に措置

事務連絡

平成22年1月14日

(構造改革特区認定団体) 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」について

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」につきましては、本年度に構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会において評価が行われた上で、今後の対応方針につき、構造改革特別区域推進本部において決定される予定です。

このような状況でありますので、まだ現時点において今後の対応方針が確定したのではありませんが、その前段階である構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会医療・福祉・労働部会の審議において、規制所管省庁である厚生労働省からは、指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児を受け入れる場合には、個別支援計画（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第111条において準用する第58条に規定する基準該当児童デイサービス計画に相当するものをいう。以下同じ。）の策定及び個別支援計画を策定する者が必要な研修を受講することを求めていくことが必要と考えている旨を報告し、今後は、当該報告を基に評価意見を議論することとなると予想されます。

そこで、来年度、指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児を受け入れる際には、以下の点についてご留意していただいた上で、構造改革特別区域推進本部における今後の対応方針の決定後速やかに対応できるよう、必要な準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

- 1 各指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して、受け入れる障害児ごとに、個別支援計画を策定させること。
- 2 個別支援計画を策定する者に対して、あらかじめ、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(3時間)」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習(10時間)」に相当する研修を受講させること。

- 3 平成22年度においては、個別支援計画を策定する者が上記2の研修を早期に受講できるよう県とも十分に調整するとともに、その者が当該研修を受講し、個別支援計画を策定して事業を実施するなど、全国展開を行った場合に発生する弊害等に係る評価等が年度内に適切にできるような体制を準備すること。

今後、上記の方向性につき変更等があれば、速やかにご連絡いたします。

なお、以上のことについては、内閣府構造改革特区担当室とも協議済みであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 障害児支援係

課長補佐 藤 田 (内線3032)

係 長 宮 澤 (内線3037)

Tel 03-5253-1111 (代表)